

「火薬類の輸入の承認について」等の一部改正案（他法令改正に伴う改正）
に対する意見募集について

令和8年5月15日
経済産業省
貿易経済安全保障局
貿易管理課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）においては、我が国の平和及び安全の維持のため、火薬類及び機械類の輸入管理を行っています。

具体的には、輸入承認を受けるべき貨物に定められている火薬類及び機械類を輸入する際には、関連する規程に基づき手続を行うこととなっています。当該規程においては、他法令を引用している規定があり、今般、他法令が改正されたこと等を受け見直しが必要となったことから、以下の関連の規程の整備を行います。

(1) 申請必要書類上の必要項目の見直しによる改正

火薬類及び機械類の輸入承認申請明細書（別紙様式1）について、関税率表の番号、原産地、船積地域等の記載は、輸入承認申請書にも記入欄があり重複していることから、申請者の負担軽減及び審査の効率化の観点から重複する記入欄を削除するとともに、これを踏まえた注記の修正等。

(2) 他法令の改正を反映した改正

- ① 高压ガス保安法の適用除外に該当するエアゾール製品等の輸入申請を行う際、機械類輸入承認通達において、申請者の資格として高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第3条第1項第8号の適用除外に該当することを証する書類を有する者と規定している。今般、高压ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）により高压ガス保安法第3条第1項第8号が第9号に号ずれしたことにより、申請者の資格の規定中の「第8号」を「第9号」に改める改正。
- ② 散弾銃及び散弾銃用の銃身の輸入申請を行う際、機械類輸入承認通達において、申請者の資格を確認する上で必要な「ライフリングの有無」の記入を求めている。今般、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）によりライフル銃の定義が改正され、銃腔に腔旋（ライフリング）を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの1/2超から1/5以上のもので変更となった。これを受け、散弾銃及び散弾銃用の銃身の輸入だけでなく、ライフル銃及びライフル銃用の銃身の輸入承認を受ける際、所持許可に適合しているか等を確認する上で腔旋（ライフリング）の長さを確認する必要があるため、「ライフリングの有無」の欄を「ライフリングの長さ」に改め、腔旋（ライフリング）の長さの記入を求めることとする改正。

つきましては、国民の皆様から広く御意見をいただきたく、以下の要領で本改正について、意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

2. 意見募集対象

「火薬類の輸入の承認について」等の一部改正案（他法令改正に伴う改正）

※上記に係る個別の改正案は以下のとおり。

- (1) 「火薬類の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第7号）
- (2) 「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」（平成19年3月7日付け輸入注意事項19第8号）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年5月15日（金）～令和8年6月13日（土）

電子メール、郵送の場合は終了日必着。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。なお、お電話での御意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

○電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

○電子メール

提出先メールアドレス： bzl-pb_boueki4@meti.go.jp

メールの件名を「火薬類の輸入の承認について」等の一部改正案（他法令改正に伴う改正）に対する意見」としてください。

○郵送・宛先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課 パブリックコメント担当
宛て

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます

す。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別紙)

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

「火薬類の輸入の承認について」等の一部改正案（他法令改正に伴う改正）に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
	・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）
	・ 意見内容
	・ 理由